

議案第10号

新市の名称について

新市の名称は、次のとおりとする。

平成15年9月26日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

新市の名称は、「宇都宮市」とする。

新市の名称について

1 基本的考え方

新設合併の場合・・・合併する市町村すべての法人格が消滅し，新たな法人格が発生することから，新市の発足までに新たな名称を定める場合が多いようですが，合併関係市町村のいずれかの名称を引き続き使用することもできます。

編入合併の場合・・・編入される市町村の法人格が消滅し，編入する市町村の法人格が存続することから，編入する市町村の名称を使用する場合が多いようですが，新たに名称を定めることもできます。

2 名称変更の手続

新設合併の場合・・・地方自治法第7条の規定により，関係市町村の配置分合（合併）の申請に基づき，都道府県議会の議決を経て知事が定め，総務大臣が告示することにより効力を生じることになります。

編入合併の場合・・・編入合併に伴い市町村の名称を変更する場合は，地方自治法第3条の規定により，あらかじめ知事に協議し，条例で定めることになります。